

筑後市創業者支援補助金について

筑後市では、当市の産業振興や地域の活性化を図るため、市内において創業又は新事業に進出する個人や法人に対し、その経費の一部を補助します。

※補助金交付決定より前に発注・契約・購入等したものは補助対象外となりますのでご注意ください。
補助対象経費として有効なのは、交付決定後から事業を開始するまで又は新事業を開始するまで（開業、店舗オープン、新サービスの提供開始など）までの経費となります。

◆ 補助対象者（すべてに該当する者）

- ・市内で創業又は新事業展開（新分野進出）を行う個人又は法人の代表者
- ・当市の住民基本台帳に記録されている者又は移住者である者（移住者とは、転入前4年間に本市の住民基本台帳に記録されていない者で、交付申請の時点で本市に転入した日から12月を経過していないもの又は交付申請日から実績報告日までに本市の住民基本台帳に記録されたもの）
- ・市内に本社、本店又は主たる事務所もしくは事業所を設置する者
- ・産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づく特定創業支援等事業のうち創業支援の研修を修了した者又は実績報告までに筑後商工会議所が開催する創業塾を修了する者
- ・事業に必要な許認可を取得している者（許認可が必要な業種に限る。）
- ・市税又は国民健康保険税の滞納がない者 ・実績報告までに筑後商工会議所の会員に加入する者
- ・過去にこの補助制度を利用していない者
- ・補助金の交付を受けようとする事業について、国又は福岡県等の補助金の交付を受けない者
- ・暴力団員及び暴力団関係者でない者

◆ 補助対象となる事業

- ・市内の認定経営革新等支援機関（※1）により事業計画の策定から実行まで支援をうける創業事業
- ・福岡県経営革新計画（※2）の承認を受けた新事業展開事業
- ・1週間当たり4日以上かつ1日当たり6時間以上営業を行うもの

◇ 次の事業は対象とはなりません

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業
- ・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の会社をいう。以下同じ。）が所有しているもの
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有しているもの
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めているもの
- ・中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第5項に規定する連鎖化事業に加盟する者
- ・会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社
- ・日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）大分類A「農業、林業」又は大分類B「漁業」に属する事業

(※1) 認定経営革新等支援機関とは、中小企業等経営強化法に基づき、税務、財務等に関する専門的知識を有する者として国が認定した支援機関のことです。

◎筑後市内の認定経営革新等支援機関

支援機関名	所在地	電話番号
筑後商工会議所	和泉 118-1	52-3121
福岡銀行筑後支店	山ノ井 258-2	52-3151
西日本シティ銀行筑後支店	山ノ井 263-5	52-3185
筑邦銀行筑後支店	山ノ井 718-1	53-2188
大牟田柳川信用金庫筑後支店	山ノ井 911-4	53-5165
筑後信用金庫羽犬塚支店	山ノ井 277-2	53-3111
田中耕一税理士・中小企業診断士事務所	前津 600	050-3746-9261

(※2) 福岡県経営革新計画とは、中小企業等経営強化法に基づき「経営を向上させる新たな取組みを示す計画」として福岡県が認定する事業計画です。

詳細は、筑後商工会議所（TEL：0942-52-3121）までお問い合わせください。

◆補助対象経費

創業までに必要な経費（創業後に係る経費は含みません。）を補助対象としています。

対象経費	内 容	
創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費	【対象となる経費】 開業、法人設立にともなう司法書士・行政書士等に支払う申請書類作成経費	【対象とならない経費の一部】 登記に係る登録免許税、定款認証料、収入印紙代
店舗等借入費	【対象となる経費】 店舗・事務所・駐車場の賃借料・共益費、仲介手数料	【対象とならない経費の一部】 敷金・礼金・保証金等、火災保険料・地震保険料 本人又は三親等以内の親族が所有する不動産等にかかる店舗等借入費 交付決定日より前に支払った賃借料
設備費	【対象となる経費】 店舗・事務所の開設に伴う外装工事・内装工事費用（住宅兼店舗・事務所については、店舗・事務所専有部分に係るもののみ） 機械装置・工具・器具・備品の購入費 車両のレンタル・リース料	【対象とならない経費の一部】 不動産の購入費、車両の購入費 汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できない物の購入費
マーケティング調査費	【対象となる経費】 市場調査費、市場調査に要する郵送料・メール便などの実費 調査に必要な派遣・役務等の契約による外部人材の費用	【対象とならない経費の一部】 調査の実施に伴う記念品代・謝礼等
広報費	【対象となる経費】 広告宣伝費、パンフレット印刷費 宣伝に必要な派遣・役務等の契約による外部人材の費用 ダイレクトメールの郵送料、メール便などの実費	【対象とならない経費の一部】 事業と関係の無い活動に係る広報費

◆補助金額

補助金額は下表のとおりです。

なお、商店街で創業する者、移住して創業する者については、優遇措置があります。

事業の種類	区 分	補助金額
創業	商店街で創業する者 (実績報告までに筑後市中央商店街振興組合又は羽 犬塚商店街協同組合に加入する者)	補助対象経費の 2/3 (上限 75 万円)
	移住して創業する者	
	上記以外の者	補助対象経費の 1/2 (上限 50 万円)
新事業展開	すべての者	補助対象経費の 1/2 (上限 50 万円)

◆補助金の申請

申請は、**事前申請となり、創業に着手する前（新事業展開においては事業に着手する前）**に書類を商工観光課まで提出してください。

- (1) 筑後市創業者支援補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 筑後市創業者支援補助金交付申請者調書（様式第 2 号）
- (3) 事業計画書（様式第 3 号）（新規創業の場合）
※ 認定経営革新等支援機関からの支援が確認されたものに限りま。
- (4) 福岡県が承認した経営革新計画書の写し（新事業展開の場合）
- (5) 収支予算書（様式第 4 号）
- (6) 創業支援等事業の修了証の写し（特定創業支援等事業（創業研修）を修了している場合）
- (7) 事業所等の賃貸借契約書の写し（補助対象経費に賃料等を含む場合）
- (8) 補助対象経費に対応する見積書
- (9) 補助対象経費明細書
- (10) 事業着手前の店舗、備品等の写真（工事の場合は、工事前の現場写真）
- (11) 創業場所の地図（位置図）

※必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

◆受付期間

令和 8 年 4 月 8 日（水）～令和 9 年 2 月末頃

※予算枠を超えた場合は、その時点で受付を締め切ります。

※申請後、審査を行います。審査には一ヶ月程度時間を要しますのでご了承ください

◆書面審査

申請後、事業計画の専門家による書面審査（エクセルデータで作成し、メールを活用してやり取りをします。）を行います。審査は、①事業計画書等より質問【専門家】②質問に対する回答【申請者及び認定支援機関】③回答に対する意見等【専門家】を予定しております。書面作成には、事業計画書に押印した認定支援機関も協力します。 ※書面審査が終了しない場合は、交付決定できませんので、ご注意ください。

<審査項目>

事業計画については、以下の項目に基づいて審査を行います。

- 実現可能性

商品やサービスなどの具体的な手法や計画が明確になっていること。

- 収益性

事業全体の販売等の見通しについて、妥当性と信頼性があること。

- 継続性

実施内容とスケジュールが明確になっていること。

- 資金調達の見込み

事業計画に見合った運転資金の見込みがあること。

- 創業への熱意、想い

目標を達成するという強い意志や情熱があること。

◆実績報告及び補助金の請求

事業費の支払いが完了したときは、完了日から1か月、又は3月31日のいずれか早い日までに次の書類を提出してください。

(1) 筑後市創業者支援補助金実績報告書（様式第8号）

(2) 収支決算書（様式第9号）

(3) 個人事業の開廃業等届出書（税務署）又は法人の登記事項証明書の写し

(4) 事業に必要な許認可証の写し

(5) 商店街に加入したことを証明する書類

（筑後市中央商店街振興組合・羽犬塚商店街協同組合に加入している場合）

(6) 筑後商工会議所に加入したことを証明する書類

(7) 移住者である場合は、住民票の除票（本市の住民基本台帳に記録される以前の4年間に住民基本台帳に記録されていた市区町村のもの）又は戸籍の附票

(8) 事業に係る経費の支払を証明する書類（領収証の写し及び対象経費毎の集計表（税抜き、税込み、合計）等）

※交付決定通知の決定日以降に着手し、支払った分が対象となります。

(9) 創業後の店舗、備品等の写真（工事の場合は、工事後の現場写真）

(10) 筑後商工会議所が開催する創業支援等事業の修了証の写し（申請時に創業支援等事業を修了していない場合は、実績報告までに筑後商工会議所が開催する創業塾を修了すること。）

(11) 補助対象経費明細書

(12) 請求書（筑後市所定のもの）

(13) 振込先の通帳のコピー（口座番号・カナの口座名義が確認できるページ）

※必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

※ 筑後商工会議所「創業塾」の開催時期については、筑後商工会議所にお問い合わせください。

筑後商工会議所 TEL：0942-52-3121

◆事業の継続支援について

事業の継続支援を行います。

<巡回訪問>

創業後、半年後と一年後に、市と筑後商工会議所が巡回訪問を行います。事業の状況を確認するとともに、不安な点を聞き取り、認定支援機関と連携して解決に向けた取り組みを行います。

<決算書等の確認>

創業後3年間（最長5年間）、事業計画進捗報告書（様式第14号）及び決算書の提出を求めます。事業の状況を確認するとともに、認定支援機関と連携して解決に向けた取り組みを行います。

◆補助金の交付決定の取消し及び返還について

次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を求めます。

- (1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 交付決定日から3年以内に廃業又は閉店したとき（本市内で店舗を移転した場合を除く。）。
- (4) 交付決定日から3年以内に、個人又は法人の代表者が他の市区町村の住民基本台帳に記録されたとき。
- (5) 交付決定日から3年以内に、法人が登記簿謄本に記録されている本社、本店又は主たる事務所若しくは事業所の所在地を市外に移したとき。
- (6) 交付された補助金で購入した備品等を転売し、又は目的外に使用したとき。
- (7) 事業に係る各種法令等に違反したとき。
- (8) その他この要綱の規定に違反したとき。

【問合せ先】

筑後市商工観光課 TEL：0942-65-7024 FAX：0942-53-4234

◆補助金交付の手順

